

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1のウの表中「210円」を「310円」に、「430円」を「640円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条、第9条関係）

公園名称	有料公園 施設の種 類又は名 称	使 用 料				
		区 分	単 位	金 額	備 考	
千秋公園 有料駐車 場	千秋公園	最初の30分まで		1台	100円	使用期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。
	有料駐車場	30分を超える30分までごとに		につき	100円	
久保田城 御隅櫓	個人 使用 団体 使用	一般	1人	150円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。	
		高校生以下	1回	無料		
		一般	につき	120円		
		高校生以下	き	無料		

佐竹史料館	個人使用	一般	1人	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。		
		高校生以下	1回	無料			
	団体使用	一般	につき	80円			
		高校生以下		無料			
	年間使用		1人 1年 間につき	210円		年間使用とは、使用料を納付した日から起算して1年間の使用をいう。  年間使用の使用料を納付した者の当該年間使用の期間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。	
八橋運動公園	陸上競技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	11,620円 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外

				の者が使用するときは、5,810円)
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場の額の額100人分に相当する額(233,070円に満たない場合は、233,070円とする。)
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	5,800円
		高校生以下		無料(大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,870円)
	アマチュアスポーツ			29,070円

			以外に 使用す る場合			
個人 使用	一般			1人	460円	
	高校生以下			1日 につき	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、230 円）	
	一般			1人	7,840円	
	高校生以下			1年 につき	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、3,920 円）	
会議室				1室	210円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につき 280円を加 算する。
役員室（大）				1時 間につ き	210円	
役員室（小）					150円	
陸上競技	貸切	入場料	アマチュアス	1時	4,580円	

場大型映 像装置	使用	を徴収 する場 合	ポーツに使用 する場合		間 に つき	
			アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合			9,160円
		入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合			2,290円
			アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合			4,580円
陸上競技 場夜間照 明設備	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	全点灯	1時 間 に つき	20,880円
				全点灯 の2分 の1点 灯		10,440円
				全点灯 の4分 の1点 灯		5,210円
				全点灯		41,750円
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	全点灯		20,880円
				全点灯 の2分 の1点 灯		
				全点灯 の4分 の1点 灯		10,440円
				全点灯		
入場料	アマチ	全点灯		10,440円		

		を徴収しない場合	ユアスポーツに使用する場合	全点灯の2分の1点灯		5,210円	
				全点灯の4分の1点灯		2,600円	
			アマチ	全点灯		20,880円	
			ユアスポーツ以外に使用する場合	全点灯の2分の1点灯		10,440円	
				全点灯の4分の1点灯		5,210円	
硬式野球場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチ	一般	1時間につき	7,210円	会議室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）および放送設備の使用を含む。
			ユアスポーツに使用する場合	高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、又は、3,600円）	
			アマチ		1日	最高入場	

		ユアスポーツ以外に使用する場合		につき	料の額の100人分に相当する額（その額が161,850円に満たない場合は、161,850円とする。）	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時	間に	2,350円	
		高校生以下	つき		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、780円）	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			7,210円	
会議室				1室	160円	冷暖房設備

					1時間につき		を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあつては50円、暖房設備にあつては70円を加算する。
相撲場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	220円		
			高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、220円）		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1,090円		
球技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	11,770円	会議研修室 および役員 記録室の使用 （冷暖房設備の使用を含む。） ならびにス
				高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	



				の者が使用するときは、5,800円)	コアボードの使用を含む。
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額(その額が235,710円に満たない場合は、235,710円とする。)	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき2,090円を加算する。
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	5,800円	
		高校生以下		無料(大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,960円)	
	アマチュア			29,380円	

			ポーツ 以外に 使用す る場合			
		会議研修室		1室 1時	100円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につ き、冷房設 備にあつて は50円、暖 房設備にあ つては70円 を加算す る。
		役員記録室		間に つき	100円	
第2球技 場	貸切 使用	一般	高校生以下	1時 間に つき	930円 無料（大 会、講習 会等に使 用すると きは、 310円）	夜間照明設 備を使用す る場合は、 1時間につ き1,040円 を加算す る。
テニ スコ ート	グリ ーン サン ドコ	貸切 使用	一般 高校生以下	1面 1時 間に つき	150円 無料（大 会、講習 会等に使	

	ト				用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、70円)	
	砂入り人工芝コート	入場料を徴収する場合	一般	610円	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。	
			高校生以下	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、又は300円)		
		入場料を徴収しない場合	一般	310円		
			高校生以下	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、又は150円)		
多目的グ	貸切	一般		1時	610円	夜間照明設

	ラウンド	使用	高校生以下	間に つき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、300円）	備を使用する場合は、1時間につき、全点灯（グラウンド全体を照明するために、90灯を点灯することをいう。）にあつては1,670円、部分点灯（主にソフトボール競技、陸上競技等に必要な範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。）にあつては830円を加算する。
古 川	土崎市民 グラウン	貸切 使用	一般 高校生以下	1時 間に	610円 無料（大	

町 街 区 公 園	ド			つき	会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 300円)	
	土崎市民 グラウン ド夜間照 明設備	全点灯			1,460円	全点灯と は、グラウ ンド全体を 照明するた めに、60灯 を点灯する ことをい う。
		部分点灯			1,040円	部分点灯と は、主に野 球競技に必 要な範囲を 照明するた めに、44灯 を点灯する ことをい う。
雄 物 川 河	野球場	貸切 使用	一般 高校生以下	1面 1時間 につき	610円 無料（大 会、講習 会等に使	

川 緑 地						用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円)
	テニスコ ート	貸切 使用	一般 高校生以下	1面 1時 間に つき	150円 無料（大 会、講習 会等に使 用する とき、又は 市民以外 の者が使 用する ときは、70 円)	
一 つ 森 公 園	国指定重 要文化財 旧黒澤家 住宅	個人 使用	一般	1人	150円	団体使用と は、20人以 上の団体で 使用する場 合をいう。
			高校生以下	1回	無料	
	団体 使用	一般	につ き	120円		
		高校生以下		無料		
コミュニ ティ体育 館（アリ ーナに限 る。）	貸切 使用 で入 場料 を徴 収し ない	市民が体 育に使用 する とき。	全面	一般 高校生 以下	1時 間に つき	780円 無料（大 会、講習 会等に使 用する とき、又は 市民以外

	場合			の者が使用するときは、390円)
		全面の2分の1	一般	390円
			高校生以下	無料(大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、190円)
		全面の4分の1	一般	190円
			高校生以下	無料(大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、90円)
		市民以外の者が体育に使用すると	全面	1,090円
全面の2分の1	540円			
全面の4分	270円			

		き。	の 1			
		体育以外 に使用す るとき。	全面		2,350円	
	貸切 使用 で入 場料 を徴 収す る場 合	体育に使 用すると き。	全面		2,040円	
		体育以外 に使用す るとき。	全面		7,060円	
	貸切使用で営 利を目的とす る場合		全面		16,970円	
	照明設備				530円	
テニスコ ート	貸切 使用	一般		1面	310円	
		高校生以下		1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 150円）	
弓道場	個人 使用	一般	午前使用	1人 につ き	220円	午前使用と は、午前9 時から正午
			午後使用		220円	
			夜間使用		220円	



	高校生以下	午前使用	無料（市民以外の者が使用するときは、70円）	までの使用をいう。 午後使用とは、正午から午後5時
		午後使用	無料（市民以外の者が使用するときは、70円）	までの使用をいう。 夜間使用とは、午後5時から午後
		夜間使用	無料（市民以外の者が使用するときは、70円）	9時までの使用をいう。 1日使用とは、午前9
貸切使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場合	1日使用	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,240円）	時から午後5時までの使用をいう。
		午前使用	無料（大	

		会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、460円)
	午後使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、780円)
	夜間使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、620円)
使用者が主	1日使用	3,760円

			として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用する場合	午前使用	1,410円	
				午後使用	2,350円	
				夜間使用	1,880円	
光 沼 近 隣 公 園	屋内多目的運動場	貸切使用	一般	半面	460円	照明設備を使用する場合は、半面1時間につき240円を加算する。
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、230円）	
	テニスコート	貸切使用	一般	1面	310円	
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）	
北	アリーナ	貸切	入場料を徴	一般	半面	2,820円

野 田 公 園	使用	収める場合	高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,410円）
			入場料を徴収しない場合	一般	1,410円
				高校生以下	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、700円）
			テニスコート	入場料を徴収する場合	一般
高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用すると			

				きは、 680円)	
		入場料を徴 収しない場 合	一般	680円	
			高校生以 下	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 340円)	
会議室			1室 1時 間につ き	150円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につ き、冷房設 備にあって は210円、 暖房設備に あっては 230円を加 算する。
北野田公 園照明設 備	アリーナ照明設備		全点 灯の 5分 の1 点灯 1時	120円	

				間につ つき		
			テニスコート照明設備	1面 点灯 1時 間につ つき	190円	1面点灯と は、テニス コート1面 を照明する ために8灯 を点灯する ことをい う。
御 所 野 近 隣 公 園	野球場	貸切	一般	1面	610円	
		使用	高校生以下	1時 間につ つき	無料（大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 300円）	
	テニスコ ート	貸切	一般	1面	150円	
		使用	高校生以下	1時 間につ つき	無料（大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する とき	

					きは、70円)
御所野総合公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面	150円
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、70円）
秋操近隣公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面	310円
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）

534円	宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時（2日以上
1,079円	
2,158円	
2,158円	
4,316円	

801円	宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時（2日以上
1,618円	
3,237円	
3,237円	
6,474円	

4,191円	連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後1時)までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。	6,286円	連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後1時)までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。
6,286円		9,429円	
11,524円		17,286円	
13,619円		20,428円	
216円	夜間照明設備を利用する場合は、1時間につき580円を加算する。	310円	夜間照明設備を利用する場合は、1時間につき580円を加算する。
108円		150円	
314円		471円	
157円		235円	
524円	団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合をいう。	786円	団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合をいう。
8,382円		18,864円	
419円		628円	
6,286円		15,072円	
314円		471円	
4,191円		11,304円	
471円		706円	
367円	回数券(11枚つづり)	550円	回数券(11枚つづり)

別表第3中

を

に



262円	は、一般 5,240円、 中学生および高校生 4,190円、 小学生以下 3,140円と する。  3歳未満の 者の利用料 金は、無料 とする。
3,038円	宿泊利用と
2,410円	は、午後4 時から翌日 の午前9時 (2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の 日にあつて は、午後4 時)までの 利用をい い、入浴利 用を含む。

393円	は、一般 7,860円、 中学生および高校生 6,280円、 小学生以下 4,710円と する。  3歳未満の 者の利用料 金は、無料 とする。
4,557円	宿泊利用と
3,615円	は、午後4 時から翌日 の午前9時 (2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の 日にあつて は、午後4 時)までの 利用をい い、入浴利 用を含む。

改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の秋田市都市公園条例別表第 1 および別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の秋田市都市公園条例別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。